

地方公営企業法の適用に関する実務研究会

中 間 ま と め

平 成 2 6 年 1 0 月

地方公営企業法の適用に関する実務研究会 中間まとめ

第1. 本研究会の目的

(研究の背景)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととされている（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条）。このため、地方公営企業の会計制度については、一般会計と異なり、企業性を発揮する環境を整備することに特に留意されている。即ち、経済的活動の結果である損益を適切に検証するとともに、複雑かつ多方面にわたる経済活動を総合的一覧的に把握するために、民間企業の会計基準に近い形で財務諸表等を策定する独自の制度（公営企業会計制度）が地方公営企業法の財務規定（第3章）等として規定されている。

公営企業会計制度（財務規定等）は、近年、累次の改正（関係法令等の改正）が行われ、企業会計基準とのより一層の整合が図られてきたところである。しかしながら、財務規定等が適用される事業の範囲については、財務規定等を含む地方公営企業法の規定の全部が当然に適用される事業（水道事業等の7事業）、財務規定等のみが当然に適用される病院事業、地方公共団体の任意で同法の全部又は一部（財務規定等）が適用されるそれ以外の事業の3類型に分けられている中で、任意で適用している事業は、下水道事業で14.8%、簡易水道事業で3.3%にとどまっている（平成25年度末時点）。

現在、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、地方公営企業の経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中で、住民生活に必要なサービスを提供する地方公営企業が、安定的に事業を継続するためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、それを踏まえて経営基盤の計画的な強化（施設・設備への投資の合理化や適切な維持・管理、財源の更なる確保、徹底した効率化等）と財政マネジメントの向上等に取り組むことが必要である。地方公営企業が自らの経営・資産等の状況をよりの確に把握するためには、財務規定等の適用により公営企業会計を導入することが求められることから、公営企業会計を導入していない地方公営企業にあっては、その必要性が特に高まっているところである。

(取組の考え方と研究の目的)

総務省においては、従前より、公営企業会計を導入していない地方公営企業に対して、その全部又は一部の任意での適用を推進してきたところであるが、これらの事情を踏まえて、平成25年7月に「地方公営企業法の適用に関する研

研究会」を設置し、平成 26 年 3 月に報告書を取りまとめている。

同報告書においては、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後の「ロードマップ」を示すことや、財政的支援の強化などとともに、移行事務、移行体制の整備に係る支援強化が必要とされている。特に、財務規定等の適用により必要となる固定資産情報の整理、固定資産台帳の整備等には、一定程度の費用や手間がかかることが想定されることを前提として、整備手法、台帳記載方法、活用方法等について検討を行い、マニュアル等でその手順を示すことが必要との指摘がなされている。

本研究会は、これらの点を踏まえて、地方公営企業法の適用に当たっての実務的な取扱いについて整理を行うものである。

(最近の動き)

公営企業会計の適用拡大については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針 2014) (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) において、地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化や地方財政改革の推進等のために「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」「公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことをはじめ適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化等を図る。」「地方公共団体における PPP/PFI の推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者による PPP/PFI 事業への参入を促進する。」旨が明記されているところである。

総務省は、「骨太の方針 2014」等を踏まえて、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知) を策定し、地方公共団体に対して周知している。同通知において、経営環境が厳しさを増す中で、地方公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続するためには、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく計画的な経営基盤の強化等に取り組むことを求めるとともに、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用すること、中でも、簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要であること等を要請している。

あわせて、今後の公営企業会計適用(財務規定等適用)拡大についての総務省の取組の考え方を取りまとめた「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を地方公共団体に対して送付するとともに、公表し広く周知を図っている。

第2. 「中間まとめ」について

(地方公営企業法適用拡大のスケジュール等)

本研究会は、平成26年6月の設置以降、財務規定等の適用に取り組むに当たっての実務的な論点整理や先進事例の調査等を行っているところであり、平成26年度中に最終的な成果を取りまとめる予定である。

総務省が平成26年8月29日に公表した「ロードマップ」においては、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間とするとともに、人口3万人以上の地方公共団体が行う下水道事業及び簡易水道事業については同期間中に移行し、人口3万人未満の地方公共団体においてもできる限り移行することとしている。

また、その他の事業についても、地方公共団体の実情に応じて移行を推進することとしているところである。

なお、平成27年1月頃に、これらの点について、正式に要請する予定としている。

各地方公共団体は、この「ロードマップ」も踏まえて、公営企業会計の導入が可能となるように、速やかに取組を開始することが望まれる。

(法適用に向けた各地方公共団体の作業)

財務規定等を適用する際には、地方公共団体に相当程度の事務量(作業量)が生じることが見込まれるところであり、また、公営企業会計等についての専門的知見・ノウハウ等が必要となる。このため、地方公共団体が円滑かつ確実な財務規定等の適用に取り組むためには、自らの実情に応じて、財務規定等の適用への移行事務を処理するために必要な期間を見込み、予算、人員等を確保することが必要となる。

移行事務の処理に当たっては、既に財務規定等を適用している先行団体の事例を参考とすることが有効である。

また、先行団体においては、人員の確保や諸準備の状況等によって、代替的な手段として外部からの支援(業務委託等)による専門的知見・ノウハウ、人員等を活用している例も見受けられるところである。このような場合、合理的な仕様書の策定や地方公共団体による適正な業務の管理・監督、経営・資産等の情報の確実な整理・提供等に留意することが必要である。

(「中間まとめ」の趣旨)

これらのことを踏まえて、本研究会においては、地方公共団体が財務規定等

を適用していない地方公営企業、特に簡易水道事業、下水道事業について、財務規定等を適用するために必要な移行事務の全体像や規模、中でも事務負担が多いとされる固定資産情報の整備について、先行団体の多様な状況についても留意した上で、基本的な考え方、標準的な水準、手順・留意点等を「中間まとめ」として取りまとめたところである。

各地方公共団体は、本「中間まとめ」を参考として、速やかに移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に着手し、公営企業会計の適用拡大を円滑に進めることが望まれる。

あわせて、先行団体にあっても、本「中間まとめ」を参考として、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上等に取り組み、公営企業の経済性の更なる向上に努められることが強く期待される。

また、財務規定等適用の検討に当たっては、地方公営企業法の全部を適用することによる経営の機動性・自由度向上等についても、特に留意することが望ましい。

第3. 移行事務の全体像と必要な期間等

1 移行事務の全体像

地方公営企業法の財務規定等を適用していない事業、特に簡易水道事業・下水道事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する手順については、簡易水道事業は平成15年3月に策定された「簡易水道事業法適化マニュアル」（総務省策定）において、下水道事業は昭和63年3月に策定された「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル」（自治省策定）において、それぞれ示されているところである。

両マニュアルとも、策定から相当程度の年数が経過しており、その間に様々な制度改正、新技術の導入等が行われているところである。しかしながら、移行事務の全体像については現行諸制度に照らしても妥当なものと考えられるところであり、現時点においても、財務規定等の適用に取り組む地方公共団体の参考となるものと考えられる。

※ 本研究会においても、今後、新たなマニュアルの策定について調査・検討を行う予定である（第6章参照）。

両マニュアルにより示されている移行事務の概要は次のとおりである。

① 基本方針の策定

対象事業（どの事業に適用するか）・対象範囲（地方公営企業法の全部を適用するか一部を適用するか（財務規定等のみを適用する））の検討、先行団体・先進事例等の研究、移行体制の検討（人員、予算等の検討と担当部局への要求等。また、外部事業者への委託を行う場合には予算の要求や仕様書の検討等。）、スケジュールの検討、庁内他部局との調整、移行に必要な資料の確認等を行い、基本方針として取りまとめる。

② 固定資産情報の整備（固定資産の評価と固定資産台帳の作成）

固定資産情報の整備に係る基本方針の策定（固定資産台帳への資産の登録単位・記載項目等の検討、固定資産台帳の様式検討、固定資産台帳整備スケジュールの検討等）、固定資産の関係書類等の整理・準備、固定資産の調査・評価・取得価額算定・帳簿価額算定、固定資産情報の台帳への記載、記載情報の更新に係る検討等を行う。

③ 規程整備、予算編成、各種事務手続き等の実行

事業の執行体制・組織等の検討と設置（全部適用の場合）、条例・規則等の制定・改廃、企業会計方式による予算編成（予算科目・勘定科目等の確定、繰出金の検討等）、出納・収納取扱金融機関の指定、打ち切り決算、事務引き継ぎ、事業の開始に係る総務大臣への報告等を行う。

また、両マニュアルには記載されていないが、現在の地方公営企業における財務規定等適用に当たっての重要な事務として、以下の事務が存在する。

④ 財務会計システムの整備（企業会計システム、固定資産情報管理システム等）

システム整備方針の策定（組織・業務を勘案した上で、既存システムの活用・新規導入・他のシステムとの連携、入力データの更新等について検討）、システムの構築、他のシステムとの連携等を行う。

移行の実務においては、基本方針の策定（上記①）後、固定資産情報の整備（上記②）、規程整備、予算編成、各種事務手続き等の実行（上記③）、財務会計システムの整備（上記④）を同時に、また、相互に連携させながら進めることになる。

※ 移行事務の手順・スケジュール等の一例として、北海道安平町簡易水道事業における財務規定等適用（平成 24 年度から）、岡山県備前市下水道事業における財務規定等適用（平成 26 年度から）におけるスケジュール等を示す（別添資料参照）。

2 移行事務の処理に要する期間等

既述のとおり、地方公営企業法非適用事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用し、公営企業会計を導入するためには、相当程度の事務量が生じることから、円滑に適用するためには、移行事務を処理するための期間、予算、人員等を確保することが必要となる。

これらの必要量は、適用する事業が保有する資産の規模、提供するサービスの規模・内容、非適用時における固定資産情報等の整理状況、適用に当たって整備する情報や構築するシステムの水準等により大きく変化するものであり、定量的に示すことは困難である。このため、公営企業会計の適用に取り組む地方公共団体にあつては、先行団体・先進事例等も参考として、速やかに適用に要する事務量を把握することが必要であり、それを基に必要となる期間を見込み、予算（費用）、人員等の確保に取り組むことが求められる。

なお、「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書においては、平成 16 年度から平成 25 年度までの間に地方公営企業法を適用した企業について、移行に要した期間等が取りまとめられている。

これによると、移行作業全体の平均期間は 2 年 7 カ月となっており、作業別の平均期間は、準備体制の検討等の基礎調査に 1 年、資産調査に 2 年、条例の改正等の移行事務に 1 年 5 カ月、システム整備に 1 年 5 カ月という結果であった（期間の重複あり）。地方公共団体の規模別では、資産規模が大きい都道府県・政令市において長い期間を必要とする傾向が見受けられ、平均 2 年 11 カ月（流域下水道事業・公共下水道事業の移行期間は平均 3 年 10 カ月。）となる一方で、人口 1 万人以下の市区町村は平均 1 年 9 カ月であった。

第 4. 固定資産情報の整備

地方公営企業は、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生的事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならないこととされている（地方公営企業法第 20 条第 2 項）。このため、地方公営企業法非適用事業が地方公営企業法の全部又は一部を適用するに当たっては、固定資産情報を

一定の基準（整理基準及び評価基準）に従って適切に整理した上で、現在の経済的価値等を明確にした固定資産台帳を整備しなければならない。また、適用後、固定資産に異動が生じた場合には、適宜更新しなければならない。

総務省においては、固定資産台帳の様式例（「地方公営企業の会計規程（例）について」（平成24年10月19日付総務省自治財政局公営企業課長通知））等を示しているところであるが、固定資産情報整備についての具体的な基準、ガイドラインは示されていない。地方公共団体の財務規定等の適用を円滑化するため、本「中間まとめ」において、固定資産情報の整備について、基本的な考え方、標準的な水準、これらを踏まえた整備に係る手順・留意点等を以下のとおり取りまとめる。

1 基本的な考え方

地方公営企業が企業性を発揮し、効率的な経営を行うためには、当該地方公営企業の貸借対照表を適切な形で作成し、固定資産をはじめとする保有資産の現在の経済的価値を適正に明らかにするとともに、損益計算書を適切な形で作成し、投資資金の期間配分額を明らかにすること等により適正な原価計算を行うことが必要である。

また、今般、財務規定等の適用による公営企業会計の導入を集中的に推進する主な目的は、自らの経営・資産等の現状を的確に把握することで、人口減少、施設・設備の老朽化等の急速な進展等により経営環境が厳しさを増す中であって、地方公営企業が住民サービスを安定的に供給し続けるために必要となる計画的な経営基盤整備を行うための基礎情報とすることである。具体的には、固定資産情報を適切に整備し、当該地方公営企業が保有する固定資産の現状（施設の老朽化等の状況）を適正に把握することで、計画的な施設・設備の更新、適切な資産の維持・管理等に資するものである。

このことは、議会・住民に対する経営情報の説明・開示にも資するものであり、また、このような情報を得られる財務会計とすることにより、民間事業者がPPP/PFI事業へ参入するための環境を整えることにも役立つものと考えられる。

このため、財務規定等を適用し、固定資産情報を固定資産台帳として整備するに当たっては、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うことができることを基本として、資産の状況（施設の老朽化等の現状）を合理的な水準で把握することが必要である。

一方で、「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書等に示されているとおり、地方公共団体が固定資産台帳を整備するためには相当程度の事務量が生じ、また、財務規定等適用後に行う固定資産台帳のメンテナンス（固定資産情

報の追加登録、異動、抹消等)についても、システム導入等による省力化等に取り組むとしても、一定の業務量が生じる。

このため、固定資産台帳の整備・更新等に係る地方公共団体の予算(費用)、人員等の負担を合理的なものとするためには、固定資産台帳への登録単位・記載項目等について、過度に精緻な水準を求めるべきではなく、財務規定等を適用する趣旨・目的に照らして妥当と考えられる水準であれば足りることとするべきと考えられる。

これらのことを踏まえて、固定資産台帳の整備に当たっては、公営企業の経営への固定資産台帳記載情報の活用を見据えた上で、財務規定等を適用する趣旨、目的に照らして許容し得る水準の精度(登録単位・記載項目)であり、かつ、固定資産台帳の整備・更新が地方公共団体にとって過度の負担とならないために実施可能性に配慮した水準の精度(登録単位・記載項目)であることを基本的な考え方とすることが妥当である。

なお、当然ながら、地方公共団体が自らその必要性を認識して、自主的により精緻な固定資産台帳を作成することは差し支えない(例えば、コンセッション方式を含む PPP/PFI や高度なアセットマネジメントのより円滑な導入に向けた環境整備のために、精緻な固定資産台帳を整備すること等)。

2 固定資産台帳への登録単位

(1) 標準的な登録単位

固定資産台帳に登録する資産の単位(登録単位)については、上記1の基本的な考え方を踏まえて、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことを基本として、資産の現状把握が合理的な水準となるよう設定することが必要である。

登録単位は、後述する記載項目以上に固定資産台帳の整備に要する費用、人員、期間等に及ぼす影響が強く、必要以上に精緻な水準で設定した場合には、地方公共団体は固定資産台帳の整備に膨大な費用、人員、期間等が必要となる。

このため、財務規定等を適用し、固定資産台帳を整備することの趣旨、目的に反しない範囲で、地方公共団体の実施可能性に配慮した登録単位とすることが必要と考えられる。

これらのことを勘案して、固定資産台帳への登録単位については、下記のとおり設定することを標準とする。

① 固定資産の種別及び取得年度に応じて分類する。

ここでいう資産種別とは、「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令

第73号)別表第2号及び「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」(平成24年10月19日付総財公第99号)別紙2の「細目」に対応した、耐用年数を基にした分類である。

耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録した場合には、減価償却の額を適切に算定できないため、貸借対照表や損益計算書を適切に作成することが困難となる。このため、これらを区分して登録することが固定資産台帳整備の必要不可欠な要素となるものである。

これは、固定資産の耐用年数及び取得年度に応じて分類すれば、貸借対照表や損益計算書を適切に作成することが可能となるということでもある。このため、固定資産の種別が異なっても、耐用年数、取得年度が同じであり、管理を一体的に行っている固定資産(例えば、一体的に管理している下水道の管渠と人孔と柵、上水道の浄水設備と配水設備等。)については、固定資産台帳への登録も一体的に行って差し支えないものと考えられる。

- ② 上記①の分類に加えて、各地方公営企業が自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と考えられる、より合理的な分類区分(例:工事、取替、設計、管理、区域等)を設定し、当該区分で分類する。

上記①の分類を前提として、固定資産の現状を適切に把握することが可能となる登録単位を設定することが必要であるが、地方公営企業における固定資産の整備・管理等の実態は多様である。従って、将来の更新投資の必要性・規模等の基礎情報を把握することが可能な水準の登録単位について、全国一律で合理的な分類区分を設定することは困難であると考えられる。

このため、各地方公営企業が自らの整備・管理の実情等を踏まえて、固定資産台帳を活用する用途や固定資産台帳のメンテナンス等も考慮しつつ、合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類することが妥当である。

なお、各地方公共団体が分類区分を設定するに当たっては、固定資産台帳を整備する手順にも留意した区分とすることが合理的である。例えば、固定資産台帳を整備する際に、契約書等を基に資産の取得に要した金額を把握し、その金額を資産種別に応じて仕分ける手順を一般的な手順としている地方公共団体においては、固定資産情報を「工事」ごとに分類して、固定資産台帳に登録することが合理的と考えられる。

(2) 移行時の取扱い

地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時(財務規定等の適用時)

においては、それまでに整備した膨大な固定資産について、固定資産台帳への登録を行わなければならない。このため、地方公共団体の実施可能性、固定資産台帳整備に要する経費や期間等にも留意し、過去に取得した固定資産の情報の把握が困難な状況等にある地方公共団体は、固定資産の種別及び取得年度に応じた分類（上記①の分類）のみを行うという簡易的な手法を採用することもやむを得ないものと考えられる。

なお、移行後に取得した固定資産については原則どおりに記載し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意することが必要である。

3 固定資産台帳への記載項目

(1) 標準的な記載項目

固定資産台帳に記載する項目については、固定資産台帳への登録単位と同様に、上記1の基本的な考え方を踏まえて、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことが可能となることを基本として、資産の現状把握を合理的な水準で行うことができるように、以下の項目を標準とする。

① 固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目

番号、名称、所在地・保管場所、固定資産番号・種別・区分（固定資産勘定科目）、構造・形状寸法・能力、用途、工事番号・契約番号・図面番号、リース区分

これらの項目については、各地方公共団体の実情に応じて、資産の現状把握を行うことが可能である前提で、固定資産台帳における固定資産情報の一覧性を損なわない範囲において、固定資産台帳と資産の管理台帳等の連携、コードでの管理等による記載の合理化、簡略化等が可能である（特に、固定資産台帳等をシステム化した場合には、大幅な合理化、簡略化が可能である。）。

なお、固定資産台帳への登録単位によって、記載すべき項目に差異が生じることがあり得るものである（例えば、登録単位を管理ごと、区域ごとにまとめて設定した場合には、個別の管渠の構造・形状寸法・能力を詳細に記載することは困難である。）。

さらに、各地方公共団体の実情に応じて、詳細な資産の現状（所属、詳細な数量や面積、地目、階数、耐震化の有無等）を記載することで、資産の現状把握をより精緻に行うことが可能となる。

② 資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額（減価償却費）の算定のために必要な項目

帳簿価額、取得年月日・供用開始年月日（取得と供用開始の時期が異なる場合）、取得原因、取得価額、取得財源、耐用年数、経過年数、残耐用年数、減価償却率、減価償却額、減価償却累計額、整理科目（勘定科目）、除売却情報

これらの項目は、固定資産台帳整備の目的である貸借対照表・損益計算書作成を適正に行うために必要であるとともに、固定資産の老朽化の状況等を把握するために活用可能である。

なお、セグメント情報、減損グループ、会計区分、予算執行科目、財産区分（行政財産・普通財産）、売却可能区分・時価（売却価額や再調達価額）等を記載することにより、資産の経済的価値・現状等をより適切に反映した固定資産台帳を整備することが可能となる。

③ 期間配分額（長期前受金戻入）算定のために必要な項目

長期前受金の額、長期前受金戻入額、長期前受金収益化累計額、長期前受金残存価額

別の帳簿における管理等、他の手法により長期前受金戻入額等を把握することが可能である場合には、これらの項目が固定資産台帳に記載されていなくとも差し支えない。

④ 資産の経済的価値等に異動が生じた場合にその内容を正確に把握するために必要な項目

増減情報（増減が生じた年月日、増減理由（修繕・改修等（部分的に行うものを含む。）を行っている場合にはその内容を含む。）、増減額、増減内訳）

固定資産情報を異動させない修繕、改修等を行った場合にも、その内容を付記することにより、固定資産の現状をより精緻に把握することが可能となる。

（２）移行時の取扱い

固定資産台帳への登録単位と同様に、地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時（財務規定等の適用時）においては、過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の状況にある地方公共団体は、実施可能性にも配慮し、貸借対照表・損益計算書を合理的と考えられる水準で作成するために必

要な項目についての記載は必須であるが、それ以外の項目のうち記載が困難な項目について、省略することもやむを得ないものと考えられる。

なお、移行後に取得した固定資産については原則どおりに記載し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意すべきことも、固定資産台帳への登録単位と同様である。

また、更なる検討が必要な論点として、固定資産取得時からの減価償却計算が行われていなかったため、財務規定等の適用時における固定資産台帳に、減価償却累計額をゼロとして記載されている点が挙げられる。

このため、固定資産台帳や貸借対照表においては、資産取得時からの減価償却累計額（資産の老朽化の状況）を捕捉することが困難であり、資産がすべて新しいものと誤解される懸念もある。

これを避けるため、資産取得時から減価償却が行われてきたものとして算定した減価償却累計額等を記載することが考えられる。

一方で、財務規定等の適用前には減価償却を行っていないことや、地方公営企業が地方独立行政法人へ移行する場合等との制度的均衡等の観点、また、先行団体にとって、減価償却の取扱いの変更は、事務上の負担はもとより、毎年の減価償却費や長期前受金戻入額に差異が生じる場合もあることを考慮する必要がある。

これらのことを踏まえて、本件については、参考情報として固定資産台帳へ減価償却累計額として考えられる金額を記載することも含めて、制度を所管する総務省において更なる検討を行うことが必要である。

4 不明資産の取扱い

固定資産のうち、取得時期又は取得価額が不明な資産（不明資産）については、固定資産台帳の正確性を確保するとともに、財務規定等の適用による公営企業間の経営等の比較を可能とする観点から、統一的な基準により、取得時期・帳簿価額等を設定することが必要と考えられる。

地方公営企業の資産については、別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないこととされている（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第1項）。これは、保有資産の現在の経済的価値を貸借対照表等により適切な形で明確化するためには、取得原価を基に、減価償却等を行うことにより算定した現在の価額を固定資産の価値とするべきであること等によるものと考えられる。

このため、不明資産についても、「取得時期」「取得価額」を合理的な手法に基づいて推計した上で、経過年数を基に減価償却等を行い、現在の固定資産情報を把握して、固定資産台帳を整備することが必要である。

「取得時期」「取得価額」の推計に当たっては、制度の継続性や地方公共団体の実施可能性にも留意し、「地方公営企業資産再評価規則」（昭和 27 年総理府令第 74 号）第 6 条（取得の時期が不明な資産）・第 7 条（取得価額の不明な資産）において示されている考え方を基本とすることが妥当である。

それにより難しい実情がある場合には、それ以外の合理的な手法で「取得時期」「取得価額」を算定することが考えられる。

5 固定資産台帳の整備手順等

地方公共団体が地方公営企業法の全部又は一部を適用する際に固定資産台帳を整備する手順等は、地方公共団体の固定資産の状況（固定資産情報の整理情報も含む。）、整備しようとする固定資産台帳の水準等により大きく異なるが、基本的な流れは次のとおりとなるものと考えられる。

I 固定資産台帳整備に係る基本方針の策定

（固定資産台帳を整備するための予算・人員の確保、外部委託等を含む。）

II 固定資産情報の整備

i 関係書類の整理

ii 帳簿価額の算定

- ① 建設改良関係の歳入歳出情報の抽出
- ② 建設改良関係の歳入歳出情報の内訳の把握
- ③ 間接費の各工事等への按分
- ④ 各工事等への情報集約
- ⑤ 受益者負担金の各工事等への按分
- ⑥ 固定資産情報の台帳への登録

III 固定資産台帳登録用データ作成・反映

既述のとおり、固定資産台帳の整備は、固定資産の規模、地方公共団体の体制等に応じて相当の経費や人員、期間等を必要とするため、地方公営企業法の全部又は一部を適用することを決定した地方公共団体にあつては、速やかに固定資産台帳整備に係る基本方針の策定（固定資産台帳を整備するための予算・人員の確保、外部委託の準備（仕様書の作成、予算の確保、支援事業者との交渉等）などを含む。）に着手するべきである。

6 固定資産台帳情報の更新

固定資産台帳整備後においても、地方公共団体は、貸借対照表を作成するための保有資産の現在の経済的価値の把握と、損益計算書を作成するための投資資金の期間配分額の算定を適切に行うことが可能となることを基本として、資産の現状把握を合理的な水準で行うことができるように、固定資産台帳に記載されている固定資産情報を適切に更新することが必要である。そのため、予算・人員の確保、システムの整備・更新等について、継続的に取り組むことが必要である。

なお、固定資産台帳と管理台帳、貸借対照表等を適切な形で接続・連携させることで、固定資産情報の更新を省力化することが可能となる。

第5. その他

1 新たな地方公会計基準との関係

財務規定等の適用と、統一的な基準による地方公会計の整備促進のために、総務省が現在行っている財務書類等についての実務的な検討との関係について、分かりやすく、また、整合したものとなるようにすることが必要である。

2 総務省の支援

総務省は、財務規定等の適用に必要な人員・ノウハウ等が不足している地方公共団体を支援するために、移行体制・財政面の支援の強化、会計情報の整備手法の提示等の適切な施策について、これまで以上に強力に取り組むべきである。

特に、上記第3章（移行事務の全体像と必要な期間等）にも示されているとおり、地方公営企業法非適用事業、特に簡易水道事業・下水道事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する際には、先行団体・先進事例等を参考として取組を進めることが有効である。このため、総務省においては、適用に取り組む地方公共団体が先行団体・先進事例等を参考とすることが円滑な形で可能となるように、情報提供のあり方等の対応を検討するべきである。

また、上記第4章（固定資産情報の整備）において、固定資産情報の整備について標準的な水準等を示しているところであるが、固定資産台帳への登録単位・記載項目等のより具体的な取扱い等について、地方公共団体の円滑な適用を促進するために、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表等をはじめ、継続的な助言、情報提供等に取り組むべきである。

一方、地方公営企業法の適用拡大に伴う既存制度の見直しの必要性についても、引き続き検討することが必要である。

3 都道府県による市町村の支援

都道府県にあつては、地方公営企業法の全部又は一部の適用に取り組む市町村に対して、実効性のある支援を行うことが必要であり、先進事例の紹介、知見を有する事業者・人材のあつせん（アドバイザーの派遣等）、講習会の開催をはじめとする助言や情報提供等を行うべきである。

第6. 本研究会の今後の検討予定

本研究会は、引き続き財務規定等の適用推進に係る検討を行い、平成26年度中に成果を取りまとめる予定である。

今後、本「中間まとめ」で示した固定資産台帳等の整備についての登録単位・記載項目等の考え方、標準的な水準等について、より具体化するために、調査・検討を行うこととする。

また、地方公共団体が「ロードマップ」を踏まえて、簡易水道事業・下水道事業を中心に財務規定等の適用を円滑に推進することを可能とする必要がある。このため、適用に関する検討に着手する際には、どのような準備を行い、どのような点から検討を開始すれば良いのかなど、適用完了までの業務の流れ（手順、留意点等）について分かりやすい形でマニュアルとして取りまとめるなど、引き続き調査・検討を行うこととする。